議　　第　１８６　号

令和８年６月５日提出

熊本市手数料条例の一部改正について

熊本市手数料条例の一部を次のように改正する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市手数料条例の一部を改正する条例

熊本市手数料条例（昭和２５年告示第２０号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「個人番号カード」の次に「、出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第１９条の１５の２第１項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第１６条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書」を加える。

附　則

この条例は、令和８年６月１４日から施行する。

（提出理由）

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和６年法律第５９号）の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。